

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

株式会社アイテス

従業員が男女ともにキャリアを形成し活躍するとともに、仕事と家庭を両立し、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8（2026）年 1 月 1 日～令和 10（2028）年 12 月 31 日までの 3 年間

2. 次世代育成支援対策法に基づく目標

目標 1. 計画期間内の育児休業等の取得率の合計を次の水準以上にする。

男性従業員・・・育児休業取得率を 50 %以上

または 育児休業等（※）と配偶者出産時の特別休暇を合わせた取得率 60%以上

※育児休業等：育児休業、育児短時間勤務、子の看護休暇

女性従業員・・・取得率 80 %以上を維持すること

<取組内容・実施時期>

- 令和 8 年 1 月～ 男性従業員に、配偶者の妊娠・出産の際に利用できる制度を発信する。

目標 2. 従業員の時間外労働・休日労働の平均を毎月 25 時間未満とする。

<取組内容・実施時期>

- 令和 8 年 1 月～ 毎月の勤怠管理において、管理職に長時間残業者の報告を継続する。

3. 女性活躍推進法に基づく目標

目標 1. 次世代リーダー育成のため、リーダー育成プログラムまたは交流会への女性従業員の参加 2 名以上。

<取組内容・実施時期>

- 令和 8 年 1 月～ 外部の研修・交流会、社内人事研修への参加。

以上